熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



最低賃金制度のマスコット
チェックマん

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。
地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,092円	令和8年12月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定（産業別）最低賃金

産業	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	（改正なし 1,063円） ＊最低賃金法第6条第1項により、 **令和8年12月1日**からは **1,092円** が適用されます。	（令和８年１月１日） **令和8年12月1日**	次に掲げる者を除きます。 ○18 歳未満又は 65 歳以上の者 ○雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの（※） ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）に主として従事する者 （※）外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定（産業別）最低賃金適用の対象になります。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,131円	令和8年12月27日	
百貨店、総合スーパーマーケット	1,093円	令和8年12月20日	

注1　最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
注2　最低賃金には次の賃金は含まれません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）　②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外割増賃金など　④休日割増賃金など　⑤深夜割増賃金など　⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
注3　特定（産業別）最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

熊本労働局（R8.11）